

○効率的な早期整備の手法はどうあるべきか

○効率的な早期整備に関して国の支援はどうあるべきか

○効率的な早期整備のための事業主体はどうあるべきか(自治体の責務、住民負担の公平性など)

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

① 未普及地域早期解消のための財源確保

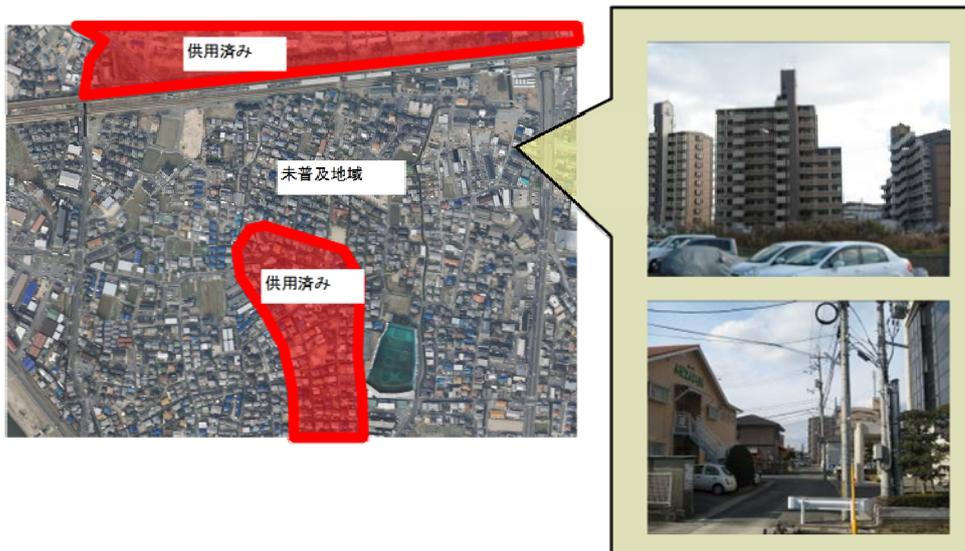
《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・市街化調整区域などの未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生を向上させるための汚水処理整備の重要性は認識しており、厳しい財政状況の下、整備推進に必要な財源・予算の確保が課題となっている。

《下水道事業における現状・取り組み》

- ・汚水処理施設が整備されていない未普及人口約 1,900 万人のうち、約 6 割は市街化区域等に存在。平成 20 年度末で下水道未整備人口が多い都市は岡山市で、約 25 万 7 千人となっている。

○下水道未普及地区(岡山市の事例)



- ・早期の下水道整備を実現するため、下水道クイックプロジェクトを実施し、新たな設計・施工手法の導入により、コスト縮減や工期短縮を図っている。

○下水道クイックプロジェクト実施状況(14 町村で実施)

下水道クイックプロジェクト実施状況
(平成19年度～)



14市町村で実施



発生土の管きよ基礎への利用(半田市)



道路線形に合わせた施工(岡崎市)



クイック配管(露出配管)(檜原村)

② 国の財政的支援が必要

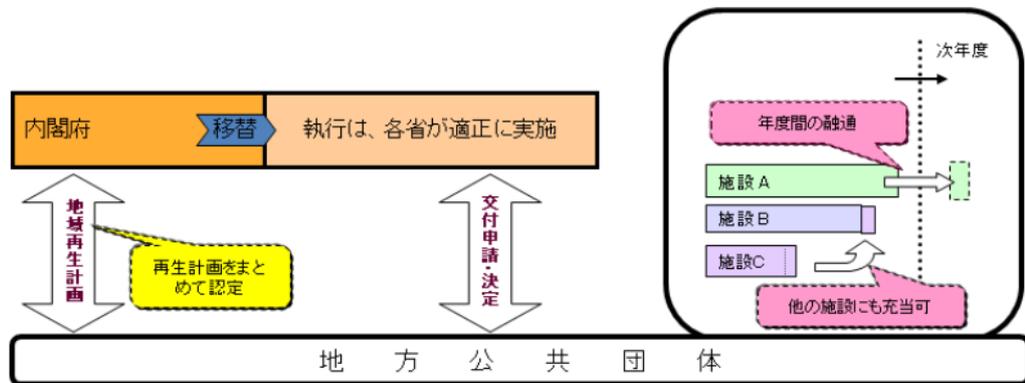
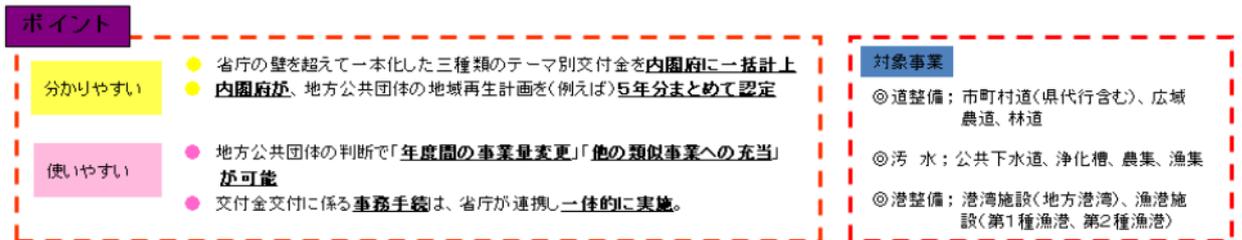
《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・未普及解消を図る上では、補助率アップを含めた、財政的支援の期待が大きい。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

- ・農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うため、事業間での交付金の融通や年度間での事業量の変更が可能な制度として「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）」が平成17年度から内閣府に創設され、平成23年度は620億円の内数が計上されている。（第4回委員会資料4-1「事業連携促進のための制度拡充、諸手続の簡素化」の資料参照）

○図 地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）の概要

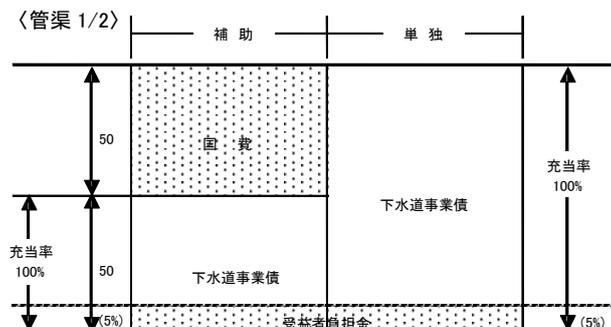


- ・平成23年度より地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。（第4回委員会資料4-1「事業連携促進のための制度拡充、諸手続の簡素化」の資料参照）

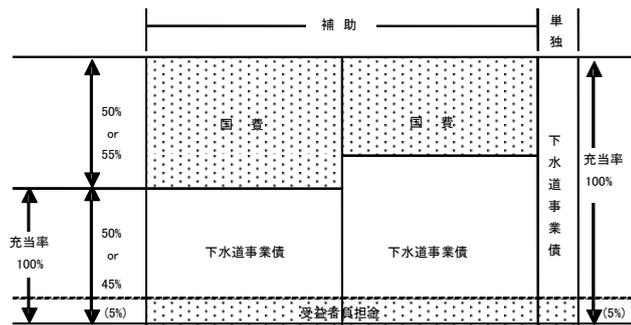
《下水道事業における現状・取り組み》

- ・下水道事業の財源構成

○（一般例）公共下水道の場合



〈処理場 1/2.5.5/10〉



- ・平成 22 年度に創設した社会資本整備総合交付金において、従来の補助対象事業である基幹事業と別に、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（効果促進事業）として小規模な污水管の整備も交付対象となった。

○参考写真：小規模污水管の整備状況



《ヒアリング自治体の意見・データ》

③ 地域実情を踏まえ、住民理解を得たうえでの早期整備推進

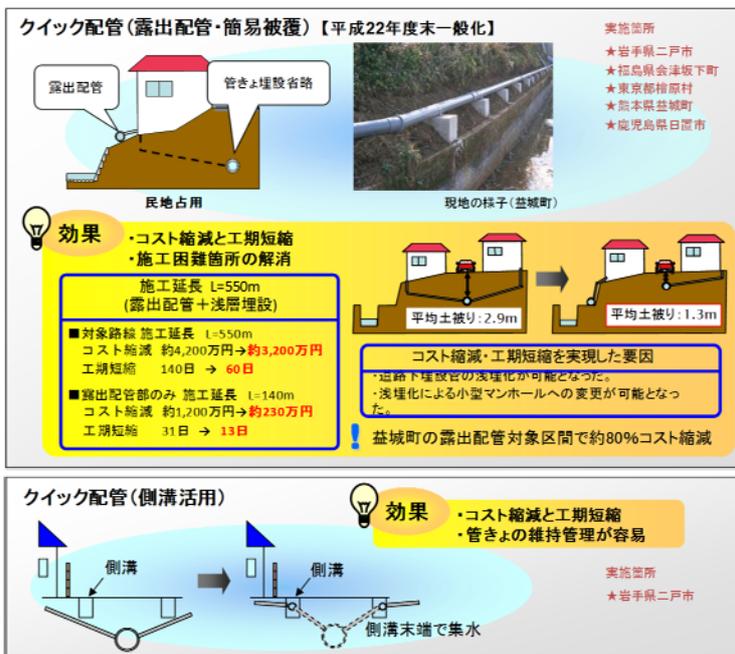
《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・事業推進にあたっては、高齢化が進むなか、地域の特性や実情を十分踏まえ、汚水処理整備に伴う負担などについての地域住民の理解を得たうえで、下水道の他、合併処理浄化槽の設置・普及により、早期整備の推進を図ることも肝要である。

《下水道事業における現状・取り組み》

- ・ 早急に下水道整備が求められる地域において、全体計画に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置するなど、ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる下水道整備方式（フレックスプラン）を平成元年度から展開しているところであり、平成8年度には可般式処理施設の設置（ハイパーフレックスプラン）や手続きでの簡素化を図るなどの拡充を行っている。（平成22年3月末までに44箇所を実施）（第5回委員会資料3「②費用対効果や地域特性等を考慮した総合的判断による計画策定」参照）

- ・ 下水道クイックプロジェクトで実施中の各種新技術（熊本県益城町の事例）



《ヒアリング自治体の意見・データ》

（奈良県斑鳩町）

- ・ 斑鳩町では、公共下水道事業 PI を実施。公共下水道事業の説明パンフレットを作成し配布したり、住民意見交換会の実施や PI アンケートを行い（結果は公表）、これらの結果を踏まえた公共下水道事業の進め方を取りまとめ、汚水処理整備を進めている。

④ 個人設置型浄化槽の効率的な普及促進・支援

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 現在実施中の個人設置型浄化槽については、より効率的な普及促進を図るため、さらなる財源の支援と制度の拡充が期待される。

⑤ 効率的な整備推進のための計画見直しと整備手法の転換

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・未普及地域においては、早期普及促進のため、下水道整備区域の見直しを含め、より一層効率的な汚水処理整備手法を検討し、計画の見直し策定を行う。また、個人設置型から市町村設置型浄化槽事業への転換を検討するとともに、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進することも必要。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

- ・下水道と農業集落排水施設の接続については、農林水産省、建設省から「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」（平成12年12月1日）を都道府県に通知し、連携を図る場合の留意事項を周知している。（第4回委員会資料4-1「①汚水処理施設の統合、広域化、連携」再掲）

○通知「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について

（平成12.12.1都下公発第46号12-2）（抜粋）

各地方公共団体においては、「都道府県構想」を踏まえた効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を進めていただいているところである。本構想は情勢の変化に応じ、また、市町村の意向等を踏まえ、必要な見直しが行われているところであるが、事業の実施段階で、農業集落排水施設と下水道の接続による連携を図る場合の留意事項を以下のとおり定めたので、事業の実施に当たっては参考にされたい。

なお、貴管内市町村に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 計画の調整について
接続を計画する場合、施設の整備、費用負担、維持管理等について、市町村及び都道府県の関係部局間で事前に十分な検討・調整を行い、両者の処理区域を相互の計画（下水道については「段階的建設計画」（全体計画）、農業集落排水については「農業集落排水整備計画」）に位置付けること。
2. 接続に伴い必要となる施設等の整備について
各事業計画に定められた処理区域内の施設については、原則としてその事業者が整備することとし、両者の処理区域間を接続する管渠は流入させる側が整備すること。
また、終末処理場（処理施設）の費用負担については、汚水量等を勘案の上、関係部局間で協議し決めること。
施設の整備に当たっては、原則として各々の事業に係る基準によるものとするが、接続箇所等の適切な維持管理を図る上で必要な箇所については、事前に十分な調整の上合理的な構造とすること。
3. 維持管理について
維持管理については、効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。
なお、下水道終末処理場で汚水を処理する場合は、農業集落排水施設に係る処理区域について、原則として供用開始までに下水道法第4条に基づく認可を取得すること。
4. その他
関係者は、関係法令を厳守の上、円滑な施行と適切な維持管理に努めるものとし、上記に定めない事項又は上記によりがたい場合については、適切に調整・解決に当たること。

※①～⑤は「汚水処理施設の早期整備について（設問Ⅱ）」のアンケートとりまとめ結果である。

（設問Ⅱ-1）未普及地域解消のため、早期に汚水処理施設の整備を進めるための課題あるいは対応策についてのお考えをご記述ください。